

## 射水市消防団サポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域が消防団を応援することにより消防団が活性化し、消防活動に誇りを持たせ併せて若者の入団促進を図ることを目的に、射水市内の事業所、店舗等において消防団員等が一定のサービス、優遇措置を受けられる射水市消防団サポート事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 事業所等 射水市内の事業所、店舗又はその他の団体をいう。
- (2) サポート店 射水市消防長（以下「消防長」という。）が射水市消防団員又は全国の消防団員（以下「消防団員」という。）に対して優遇措置を実施する事業所等として登録し、表示証の交付を受けた事業所等をいう。
- (3) 優遇措置 サポート店が任意に定めた商品等の割引き及びその他のサービスをいう。

### (登録申請)

第3条 サポート店の登録を受けようとする事業所等は、射水市消防団サポート店登録申請書（様式第1号）を消防長に提出するものとする。ただし、組合等の団体が一括して申請する場合は、団体用申請書（様式第2号）に事業所一覧等を添えて提出するものとする。

### (登録審査)

第4条 消防長は、前条に規定する申請について、その内容が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、サポート店として登録するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置は、消防団員が対象となっていること。

2 消防長は、サポート店として認定し、登録する場合は、消防団サポート店登録台帳（様式第3号）に事業所等の名称、所在地、優遇措置内容等の必要事項を記録し管理するものとする。

### (表示証の交付)

第5条 消防長は、前条の規定により登録した事業所等に対し、射水市消防団サポート店表示証交付書（様式第4号）及び表示証（様式第5号）を交付するものとする。

### (サポート店の表示)

第6条 サポート店は、交付された表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

2 サポート店は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ

ジ等にサポート店である旨を表示することができる。

(登録の変更)

第7条 サポート店は、優遇措置の内容、事業所名、所在地等の登録内容を変更するときは、射水市消防団サポート店登録変更届出書（様式第6号）を消防長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第8条 サポート店は、優遇措置の終了又は事業の廃止等により、登録を抹消したいときは、射水市消防団サポート店登録抹消届出書（様式第7号）に表示証を添えて、消防長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 消防長は、サポート店が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 事業の廃止又は休止等により優遇措置が得られないと認められるとき。

(2) 登録基準を満たさないことが判明したとき。

(3) その他サポート店として適当でないと認められるとき。

2 消防長は、前項に掲げる事項に該当するサポート店に対し、射水市消防団サポート店登録取消及び表示証返還通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 登録を取り消されたサポート店は、消防長に表示証を返還しなければならない。

(遵守事項)

第10条 消防団員は、サポート店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サポート店の指示に従い、市町村長又は、消防団長が交付する消防団員証等（以下「団員証」という。）を提示しなければならない。なお、団員証に写真が貼付されていない場合は、本人確認ができる運転免許証等を併せて提示するものとする。

(2) 他人の団員証又は、改変された団員証を提示してはならない。

(3) 優遇措置に関して、サポート店に強要してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、サポート店に損害を与えたときの責任は、団員証の所有者本人が有する。

(公表)

第11条 消防長は、サポート店の事業所名、所在地、優遇措置の内容、その他の事項について、ホームページ、広報誌等により公表しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。